

寄本勝美著

ごみとりサイクル



岩波新書

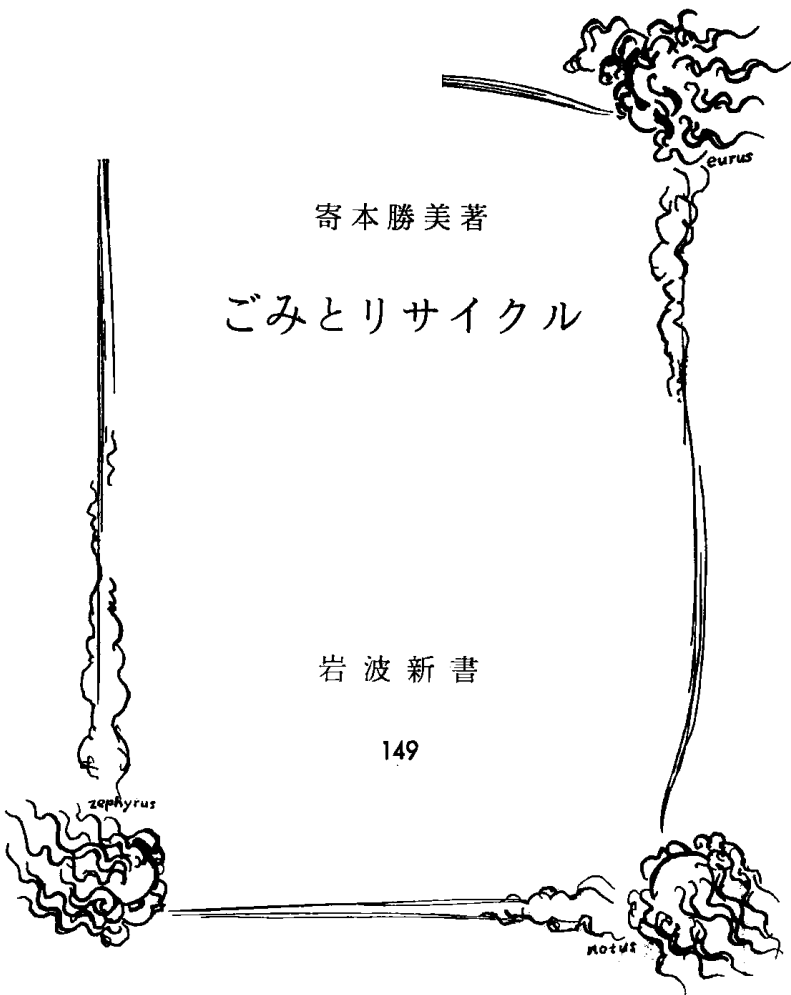
149

寄本勝美著

ごみとリサイクル

岩波新書

149



寄本勝美

1940 年和歌山県に生まれる

1964 年早稲田大学第一政治経済学部卒業

現在 一早稲田大学政治経済学部教授

専攻 一行政学・地方自治論

著書 一「自治の現場と「参加」」(学陽書房)

「「現場の思想」と地方自治」(学陽書房)

「現代のごみ問題」(編著, 中央法規)

「事例・地方自治 清掃」(編著, ほるぷ出版)

「清掃事業の経営と現場の活力」(編著, 地域交流
センター)

「日本の地方政府」(共著, 東京大学出版会)

「自治行政要論」(共著, 第一法規)

訳書 一「参加と民主主義理論」(早稲田大学出版部)

ごみとリサイクル

岩波新書(新赤版) 149

1990 年 12 月 20 日 第 1 刷発行 ©

著 者 寄 本 勝 美

発 行 者 安 江 良 介

〒101-02 東京都千代田区一ツ橋 2-5-5

発 行 所 株式会社 岩 波 書 店

電話 03-265-4111

定価はカバーに表示してあります

印刷・理想社
製本・田中製本

落丁本・乱丁本はお取替いたします

Printed in Japan
ISBN 4-00-430149-1

目次

序章 再燃するごみ問題	1
-------------------	---

第一章 ごみ処理の歴史をみる	15
----------------------	----

1 江戸と東京市の清掃事業	17
2 戦前・戦中のごみ問題と塵芥減量運動	24
3 「杉並紛争」を振り返る	33
4 生かすべき教訓	41

第二章 ごみはなぜ増えるのか	43
----------------------	----

1 法と廃棄物	45
2 ごみ急増の実態とメカニズム	51
3 家庭系ごみの発生と排出	61
4 行政サービスと事業者責任	69
5 ペット容器にみる効用と副作用	75

第五章 ごみ問題と住民、そして企業……………171

1 ごみ処理の有料制とコスト意識……………173

2 ごみ問題と住民意識……………185

3 企業の責任と対応……………194

第六章 廃棄物ゼロ成長を求めて……………207

1 リサイクルの目的の歴史の変遷……………209

2 リサイクル事業の将来像……………215

3 リサイクル事業を活性化するために……………225

4 廃棄物ゼロ成長への道……………235

参考文献……………242

あとがき……………245

序章 再燃するごみ問題

(部内資料)

No. 1

ゴミ戦争週報

(46. 12. 10)

目 次

▽ ゴミに光をあてよう	
▽ ゴミ戦争——三つの本質と五つの問題	ページ 1
▽ 各種の傾向にこたえて	2
▽ ゴミ戦争の全般的な経過	3
▽ 各地での経過と向題点	5
江東・足立・大田・島川・新橋・渋谷・杉並	
▽ 本部と専門委員の動き	10

東京都ゴミ戦争対策本部

(この用紙は再生紙を使っております)

『ゴミ戦争週報』の第1号

ごみ戦争の本質をめぐる美濃部知事の見解が
掲載されている

処分地が確保できない

近年、再びごみ問題が大きくクローズアップされ、マスコミでも廃棄物関連の報道がない日はめずらしいといっても過言ではない。なかでも東京の現状は深刻で、それを第二次の、あるいは戦前から数えれば第三次か第四次の「ごみ戦争」と表現する向きもある。東京ほどでないにせよ、「非常事態」同然に陥っている自治体もけっして少なくない。(以下、単に東京とは東京都の区部を指し、多摩地区や島しょ部を含まない。区部の清掃事業は特別区ではなく、都の清掃局が担当している。)

そこでまず、今日のごみ問題の特徴はというと、何といってもそれは埋立地不足にある。のちに見るように、物資の乏しい江戸や明治の時代に、収集の過程で業者が徹底した有用物の選別回収を行っても、残り三〇%前後はごみ処分にまわされていた。そして最後に残る文字どおりのごみは、昔も今も海面や空き地、山間などに埋め立てるしかないのである。焼却をはじめ、圧縮、破碎、脱水等々も、ごみ処理の全過程の中では中間処理ないし前処理といわれており、焼却残灰や、圧縮、破碎、あるいは脱水された後のごみの大半は、再利用のために選別回収される物を除いては、埋立によるしか最終処分の方法がないだろう。

そのため、ごみ処理事業にとっては埋立地の確保は絶対に必要で、その心配さえなくなれば、ごみ問題の少なくとも半分は解決されたことになる。ところがわが国では、埋立空間に恵まれた地域はもとも少なく、高度成長とともに都市化、宅地化が破竹の勢いで進むにつれて、埋立地を新たに見出すのはますます困難となってきた。住宅問題はよく「遠・狭・高」と表現されるが、埋立処分地も一般にその場所は遠く、せいぜい一〇年から長くても二〇年しか使えない規模のもので、それでいて経費だけは土地買収（ないし使用料）、公害防止、地元への還元施策などのために莫大な額に上る。

それも、お金の問題だけですめばまだよい方で、市町村にとっては自区域内に処分地を確保するのが困難なケースが増えてきた。東京多摩地区の二五市二町は一部事務組合（地方自治法上の特別地方公共団体）を結成して日の出町に埋立地をつくり、そこで共同処分しているし、埼玉県では県内の市町村が処分すべき焼却残灰や不燃ごみの四〇％余りが茨城県などの県外の民営埋立地に持ち出されているという。このような「越境埋立」の運搬を担っているのは、ほとんどの場合、自治体から当の仕事を委託された民間業者であり、運搬されてくる残灰や不燃ごみを受け入れているのも、料金をとって最終処分事業の経営をしている民間

業者である。だがこのような広域処分、越境処分については、自治体が外部に実情を明かしたがないだけでなく、まさに業者を介して遠隔地で処分されているだけに、委託した自治体当局者もその実態を正確にとらえているとはいえない場合が少なくない。

だとすると、広域処分、それも民営の埋立地が利用されている場合、はたし「ごみ移送」「青森事件」で環境保全の面からみて適正に行われているのかどうか、心もとなくなる。

収集運搬業者も埋立業者もともに行政当局から許可を得なければならなくなっているものの、処分を委託した自治体からすれば、こうした許可業者に対する監視・指導をあまり強めれば、自分の方も困ることになりかねないからである。

このような越境処分をめぐる問題で最近、全国的な関心を集めることになったのが、千葉市のごみ移送「青森事件」であった。この事件は、一九八九年五月八日から千葉市が生ごみを含む可燃ごみを、六〇〇キロも離れた青森県田子町にある民間業者の処分場に移送していたというもので、その量は、事件が明るみに出て搬入が中止された五月二十七日までに二二七〇トン（大型トラック二五九台分）にも達していた。この処分場は県から許可を得てはいたものの、焼却場の設備がないことから生ごみの処分までは許可を得ておらず、したがって千葉

市のこのごみの受け入れは不法行為だった。

事件発覚までのおよそ二〇日間、毎夜のごとく一〇台のごみ満載の一〇トントラックが闇の中を清掃工場から出ていったといわれるが、市がこのような極秘軍事作戦まがいの隠密行動にでざるを得なかった背景には、それなりの言い分もある。二つのうち一つの清掃工場のオーバーホールの期間中、市が収集するごみの一部をどこかの自治体か民間の処理施設に引き受けてもらうべく、可能性のある相手先を全国レベルで探しまわったが、田子町の業者を除くとみな断わられている。くわえて、広域処分は何も千葉市に限ったことではないだろう。

けれども、六〇〇キロも離れた遠隔地に未処理の生ごみをかくも大量に持ち込むなどは、やはりどうみても異常であった。広域処分に頼っている自治体でも、その対象は、焼却残灰や破碎処理後の不燃ごみ、粗大ごみに限られていて、厨芥ちゅうかいを含んだ生ごみまで運び出すケースはほとんどないからである。

事の真相をもう少し追ってみると、千葉市内にも現在市が使用中の大規模な処分地があるにはある。しかし、土地を提供した地主との約束があるため、たとえ一時の「緊急避難」の

ためにせよ、市としては生ごみの埋立ができなかったのであった。そのシワ寄せを農村に向けるのは都会のエゴにちがいないのだが、ただし、都会ではなく田舎であった千葉地方は、江戸時代からつい一昔前までは東京の生ごみ処分の最大の受け入れ地だったのである。たとえその多くが肥料・飼料として有効利用されていたとしても、のちに言及するように、とにかく東京は千葉を頼りがいのあるごみの「受け入れ先」にしていたし、のみならず今日においてさえ、千葉地方には、県外から大量の産業廃棄物が持ち込まれたり、不法投棄されているのである。

首都圏の処 分地事情

さてここで、首都圏廃棄物対策協議会が行った調査の結果を図1で見ると、首都圏(茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、山梨の一都七県)の処分地がいか^{ひっけ}に逼迫しているか、がよく分かる。現在埋立中の処分地は、二一世紀に入る頃にはほとんど使い尽してしまっているが(斜線部分)、いま計画中的のものでその頃使用可能と予測される処分地の容量はいかにもわずかである(白地部分)。もちろん今後新たに計画される処分地は出てくるが、その見通しは明るいとはいえない。

というのも、同じ調査結果によれば、二〇〇五年までに自区域内処分場を確保することを

2005年頃までに自区域内に処分場を確保することを

考えていない(144)

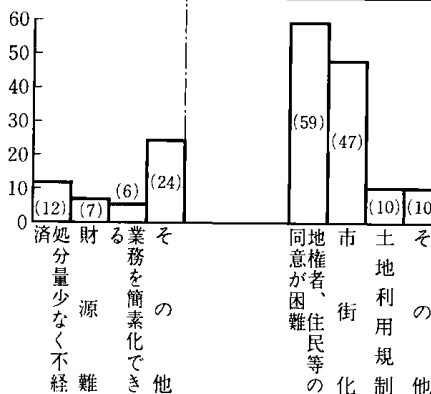
考えている(226)

考えていない基本的理由

確保しない(35)

確保できない(93)

内訳
(複数回答)



出所：図1に同じ

図2 自区域内処分の見通し

考えている自治体(一部事務組合を含む)は、回答した自治体三七〇のうち二二六に過ぎず、残り一四四自治体は「考えていない」からである(図2)。しかも「考えていない」とする理由は、考えたところで「確保できない」と答える自治体が多数を占めている。さらに「なぜ確保できないか」と問われれば、地権者や住民の同意を得るのが困難なことや、市街化のために埋立可能な空間そのものがなくなってきたことが指摘されているが、このような理由は今後も強まっていくことだろう。

確保
では
答だ
依存
部事
への
処分
十分
の調
設け
い
く